



違反車両の取締りを行いました！

平成26年7月8日(火)国道48号東根市関山地内において、**特殊車両**を対象とした取締りを行いました。

無許可で走行する特殊車両や過積載の車両は、道路施設を傷めたり、重大事故につながる恐れがあります。今回の取締りでは、9台の調査車両のうち5台が許可証不携帯・無許可などで警告書の発行を受けました。

★高さ・幅を計測



★マットスケールで総重量を計測



特殊車両(とくしゅしゃりょう)とは

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さ及び総重量のいずれかが一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかが制限値を超える車両のこと。道路を通行するには、特殊車両通行許可が必要になります！

※許可なくまたは許可条件に反して特殊な車両を通行させると、100万円以下の罰金・6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金等の罰則が科せられます。



道路の事ならお気軽にお聞き下さい。ご意見・ご要望をお待ちしております！
国土交通省 山形河川国道事務所 山形国道維持出張所

〒990-2331 山形市飯田西五丁目6番4号

TEL 023-641-2090 FAX 023-641-4435

URL <http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/syucho/yamaiji/>

